

【2020年度第3次補正予算編成に向けた緊急要求】

私立国立間の格差のない学生支援と、安全で充実したハイブリッド授業の実施を保証するための抜本的な予算措置を要求する

2020年11月9日

日本私大教連中央執行委員会

政府与党が新型コロナウイルス感染症対策を盛り込んだ今年度の第3次補正予算案を編成する方針を固め、菅総理は10日にも政府内に編成を指示する見通しと報じられている。

日本私大教連中央執行委員会は、9月4日付で「2021年度私立大学関係予算案に関する要望」を公表し、文科省・厚労省へ陳情を実施した。しかし文科省の概算要求額は、従来方針を踏襲した非常に乏しいものであった。新型コロナ対策関連予算として、空調・換気設備、トイレのドライ化などに係る「施設環境改善整備費」184億円と、ICT設備の改善に係る「施設整備費」70億円程度を計上したのみである。感染対策のための施設環境改善整備費は1校当たり単純平均額で530万円程度に過ぎない（補助対象となる私立大学・短大・高専・専門学校は約3500校）。また、授業料減免事業に対する補助は「事項要求」にとどめ、中間所得層も含んだ学生への支援予算を確保する方針を明示しなかった。

文科省は萩生田大臣を筆頭に、各大学に面接授業を拡大するよう圧力をかけているが、その前提となる「感染防止対策」に要する経費については、私立大学に対しては第1次・第2次補正予算ともに1円も予算措置せず、各私立大学に自己責任を押し付けてきた。

一方、ほとんどの私立大学は学生の要求に寄り添いながら、秋学期以降、面接授業やハイブリッド授業（面接と遠隔を併用する授業）を拡大する努力を重ねている。さらに、本格的な入試シーズンが迫るなか、感染対策はさらに複雑さを増しつつあり、経費負担が重くのしかかっている。そうした中、京都府が9月補正予算で、面接授業の再開に向けて「府内大学が実施する学内施設の感染防止対策や3密を避けた授業実施を支援」するために、1大学上限1000万円・補助率1/2の補助金を創設したことは、非常に画期的かつ行政としての責任を全うするものであり、政府が学ぶべき好事例である。

私たちは政府・文科省に対し、第3次補正予算の編成にあたり、あらためて下記の予算措置を行うことを要求する。

【第3次補正予算への要求事項】

1. 面接授業を拡大するために、学内施設の感染防止対策に要する経費の補助を求める。

第3次補正予算においては、少なくとも以下の経費について十分な予算措置を行い、可及的速やかに交付することを求める。

- 冬の到来に向けて窓を閉めていても十分な換気ができる空調設備の導入経費。教室・実

習室・実験室・研究室のみならず課外活動施設も対象とする必要がある。

- 不特定多数の者が触れる場所（ドアノブ、エレベーターのボタンなど）のこまめな消毒を実施するに要する経費（人件費・委託費）。
- 飲食が発生する食堂・喫茶室や、学生が集まる部活動などの感染防止対策に要する経費。
- 学生寮の相部屋解消に要する経費（増築経費、学生への家賃補助など）。

2. 遠隔授業、面接授業、ハイブリッド授業に対応するための通信機器・設備の増強、教室・自習室の整備、教職員の増員、教職員・学生の個人負担増などの経費への補助を求める。

前項と同時に、面接授業を拡充していくためには、「3密」を回避し、学生・教職員が安心して教育活動を実施できる環境整備が不可欠である。第3次補正予算においては、少なくとも以下の経費について十分な予算措置を行い、可及的速やかに交付することを求める。

- 面接授業を拡大するにあたり、教室の少人数化を図ることが必須である。1つの授業クラスを複数教室に分散させ、1つの教室で面接授業を実施し、その他の教室では面接授業を同時中継するといったことが必要になる（複数教室間中継授業）。その際の撮影用のカメラや集音マイク、配信のための通信設備、ICT設備等を整えるための経費、撮影者や中継システム管理者を配置するための経費。
- 1人の学生が1日のうちに面接授業と遠隔授業の両方を受講しなければならない際に、大学内で遠隔授業を受講できるよう、感染防止と遮音に配慮したスペースを整備するに要する経費。
- ハイブリッド授業や、複数教室間中継授業を増加させ、それぞれの質を確保するために必要な、通信インフラを増強するための経費。

3. 各大学が、それぞれの地域の感染状況や諸環境に対応した感染防止ガイドラインを策定し、適切に運用できるように、国や地方自治体等から感染対策の専門家を派遣する経費の予算措置を求める。

4. 学生が退学を余儀なくされることのないよう、継続的な経済的支援（学費、生活費支援）を行うための予算措置を求める。

（1）学生支援緊急給付金

文科省が極めて厳しい6つの申請要件を示した上で、その扱いについて各学校に「柔軟な対応」を丸投げしたことにより、大学ごとに対応が分かれ不公平が生じている。少なくとも以下について再募集を実施するための予算措置を行うこと。

- ①文科省が提示した申請要件をそのまま適用した大学において、「柔軟な対応」によって推薦されるべきにもかかわらず、選外とされた学生相当数に給付するための経費。
- ②「柔軟に対応」した結果、各大学に割り当てられた推薦額が不足したことにより、推薦されるべきにもかかわらず、選外とされた学生相当数に給付するための経費。

(2) 授業料を一律半額免除するための補助

私立国立公立の区別なく、すべての学生・大学院生・留学生を対象として、大学授業料を一律に半額免除するための予算措置を行うこと。

5. 学生のメンタルヘルスケアに要する経費に対する予算措置を求める。

コロナ禍において学生生活に悩みや不安を抱えた学生に対して、面接またはオンラインできめ細かく対応できるよう、学生相談員（カウンセラー）を配置する経費や、学生がオンラインで交流できるシステムの構築・管理に要する経費に対する予算措置を行うこと。

6. 大学病院を設置している医科大学と医学部のある私立大学（以下、私立医科大学）への支援強化を求める。

(1) 新型コロナ感染患者に対応するために私立医科大学で生じた追加支出を実質全額補助できるよう、予算を確保すること。

(2) 新型コロナに対応するために緊急に必要な施設・設備・備品については、補助率5分の4で予算配分できるよう緊急枠を設けること。

(3) 教育・研究に関する支援を強化すること。特に、以下の課題に速やかに対応できるよう予算措置を行うこと。

①国家資格と関連し、専門性、技術性の高い医学関連分野においては、オンライン授業のためのオンラインコンテンツの開発とオンラインマネージャーの配置が欠かせない。これには相当の初期投資が必要である。

②専門性を担保するための養成に欠くことができない診療参加型臨床実習について、安全な少人数の面接授業を可能とするための資材、施設、人員増が必要である。

③旺盛な研究活動が求められているにも関わらず、研究活動の安全性を確保するための条件が十分に整備されていない。